

第 3 8 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時	令和 7 年 1 2 月 1 1 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 2 0 分 高石市役所別館 1 階 会議室 1 1 1	
出席委員	3 名全員 (弁護士 1 名、大学教授 1 名、公認会計士 1 名)	
事務局	財 政 課：吉村課長、田宮課長代理、西川課長代理、林係長、光川主任 土木管理課：武田参事 事 業 課：中村課長代理、齊藤係長 施設管理課：松本課長代理、庄司係長	
審議対象期間	令和 7 年 4 月～令和 7 年 9 月	
抽出案件	6 件	【一般競争入札】 ・南海中央線電線共同溝整備工事 (2 工区) 【通常指名競争札】 ・取石中学校校舎外壁改修工事 ・取石小学校校舎外壁等改修工事 ・取石中学校給食棟屋上防水改修工事 【随意契約】 ・取石小学校校舎屋上防水改修工事 ・道路照明灯・道路反射鏡設置工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	— 件	
通常指名競争入札	3 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 令和7年度上半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>令和7年度上半期（令和7年4月1日～令和7年9月30日）は、契約件数が32件、契約金額の合計は約18億6,708万円、平均落札率は82.9%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、一般競争入札、通常指名競争入札及び随意契約であり、公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>前年度下半期と比較し、契約件数で3件の減少、契約金額では約1億9千万円の増加となっている。</p> <p>令和7年度上半期の工事の特徴として、南海本線・高師浜線(高石市)連続立体交差事業に伴う関連側道整備工事、「老人保健施設空調設備更新工事」及び「南海中央線電線共同溝整備工事（2工区）」の大規模な交通インフラ整備や福祉施設の設備更新、小中学校の校舎外壁改修、運動施設の設備更新など、公共施設等に係る改修工事を発注した。</p>
2 令和7年度上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>令和7年度上半期は2件の指名停止措置を行い、談合情報・契約解除については該当がなかった。</p>

3 抽出事案の審議について

○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。

一般競争入札については、入札参加者が少なかったことについて理由を確認したい。

指名競争入札については、同じ場所での工事において契約を分割している理由や辞退理由等について確認したい。

随意契約においては、小学校の工事を6号随契とした理由について、単価契約の場合における落札者決定の流れについて確認したい。

○道路照明灯・道路反射鏡設置工事

《随意契約》

発注限度額と予定価格の関係性は。

発注限度額が200万円を超えていた場合も随意契約か。

1社が他社と比べ高額での応札となっているが、理由は。

発注限度額は、その年度で必要と見込まれる額で、本工事の予算にあたる額である。

予定価格は、12項目の単価を合計した額である。

少額随契の範囲をこえる場合は、指名競争入札となる。

工事を受注するにあたり外注作業がある場合、協力会社の有無が関係していると考えら

<p>随意契約の業者選定基準は。</p> <p>○南海中央線電線共同工整備工事（2工区）</p> <p>《一般競争入札》</p> <p>高石市競争入札審査会の意見を聞いて入札参加資格を定める時点で、ある程度の参加業者の想定はしているのか。</p> <p>入札参加者が少ないが、理由は。</p> <p>○取石中学校校舎外壁改修工事</p> <p>○取石小学校校舎外壁等改修工事</p> <p>《指名競争入札》</p> <p>辞退や失格となる業者が多数あるが、対策は行っているか。</p>	<p>れる。</p> <p>競争性を高めるためにも、工事の業者選定基準に準じている。</p> <p>また本工事に関しては、過去の入札結果を考慮し、より競争性が発揮されるよう選定している。</p> <p>できる限り広く公告できるように入札参加資格を定めており、この時点では参加業者数は想定されていない。</p> <p>電線共同溝整備工事は大阪府でも施工実績が少ないと聞いており、電線管理者との協議調整に時間を要するなど工事の特殊性があることから、工事实績のある業者以外は入札参加を敬遠したものと推測している。</p> <p>辞退理由として、手持ち工事があり新規に受注する余裕がないということであった。</p> <p>小・中学校の夏休み期間に行う工事である</p>
--	--

<p>○取石中学校給食棟屋上防水改修工事</p> <p>《指名競争入札》</p> <p>取石小学校では校舎外壁改修工事と給食室防水工事がまとめて発注されているが、本工事は別々に発注されている。なぜか。</p> <p>誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札とあるが、どの程度のものか。</p> <p>○「取石小学校校舎屋上防水改修工事」</p> <p>《随意契約》</p> <p>同一の小学校で外壁改修工事を発注しているが、まとめて発注することは出来なかったのか。</p>	<p>ため、どうしても発注時期は重なってしまう。</p> <p>取石小学校については給食室が校舎の一部であるため、まとめて発注している。本工事については同一中学校の工事であるが、給食棟が別棟であり施工する建物が異なるため、分離発注としている。</p> <p>入札書の金額欄で、金額の頭に¥マークを入れてなかったということで無効としている。</p> <p>外壁改修工事の施工中に、屋上に雨漏り箇所が見つかり早急な工事が必要となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約となった。</p>
---	--